

『社会への扉』と『消費者トラブルとさようなら』のDVDを使って行う消費者教育



奈良県作成映像教材

授業風景



今年度から使用している奈良県で制作したDVD『消費者トラブルとさようなら』には以下の4つの事例が紹介され、解説書と併用し自らで解決方法を考えてもらう構成となっています。

1. 契約ってなに？（契約の基本）
2. クレジットカードのリボ払いってなに？（クレジットカードなどの決済の仕組みについて）
3. SNSのもうけ話、それホンと？（スマホを入り口にしたインターネット通販トラブルについて）
4. 無料、格安にご用心！（エステ契約を例に特定商取引法〈以下特商法という〉について）

高校生を対象とした消費者教育では、学校毎に講座の内容について希望を聞き、それに沿った内容にしています。

今年度は、若年消費者教育用テキスト『社会への扉(消費者庁)』を使用している高校では、DVD『消費者トラブルとさようなら』から、1～3つのストーリーを希望に応じて選択し、上映して授業を進めました。

		《教科》		《授業実施日》	
令和元年度 講座実施校	大和中央高等学校	2～4年生（48名）	消費生活	9/3	12/9・10
	畝傍高等学校定時制	1～4年生（46名）	特別授業	9/5	
	山辺高等学校山添分校	1年生（9名）	公民	10/25	
	高取国際高等学校	1年生（242名）	家庭科	1/27・28	
	生駒高等学校	2年生（315名）	特別授業	1/31	
	朱雀高等学校	2年生（302名）	家庭科	2/4・6・7	
	青翔高等学校	2年生（31名）	家庭科	2/12	
テーマ	消費者トラブルに対処できる自立した消費者を目指して				
主な内容	授業時間が45分、50分の学校については『社会への扉』のすべての内容を行うことができないので、上記4つの内容(契約の基本、クレジットカード、ネット通販、特商法)のうち、どの内容を中心に学習するのか、教師と打合せを行い、内容を決めました。授業はパワーポイントのスライドを使用し、消費生活センターに寄せられた最新の消費者トラブル事例を紹介しました。				

授業風景	<p>授業では、随所にクイズを挟み、挙手してもらうなど参加型にしました。生徒の大半は、成年年齢の引き下げによって18歳、19歳で成年になる当事者でした。2022年4月時点での自分の年齢を自覚してもらい、未成年者取り消しについて説明し、成人するとトラブルが増えることを伝え、注意喚起をしました。生徒の大半は驚いて、自覚を新たにしました。また、スマホを入り口にした消費者トラブルにも関心が高かったです。担当の先生からは「生徒は消費者トラブルの実態をリアルに感じていた」「消費生活センター、消費者ホットライン188を周知徹底させることができた」「次年度もお願いしたい」等の感想をいただきました。</p>
------	--